

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（案）」に対する意見募集の実施結果について
（一部の国際希少野生動植物種に係る国内流通に係る規制の適正化）

1．募集意見の概要

（1）意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

（2）資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

（3）意見提出期間

平成 28 年 11 月 8 日（火）～12 月 7 日（水） 30 日間

（4）意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

（5）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2．意見募集結果

（1）意見提出件数

提出方法	数
郵送	0 通
FAX	2 通
電子メール	5 通
計	7 通

（2）整理した意見の総数

- ・今回の改正省令案に係るもの 9 件
- ・その他の意見 2 件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要		件数	頂いた意見に対する考え方
【今回の省令改正案に係るもの】			
1	今回の改正対象である5種の繁殖個体について国内流通に係る規制の適正化を図ることに賛成。	4	頂いたご意見は、今後の施策の参考とします。
2	キクサインコとオトメインコは国内繁殖が多数されているため、これら2種についても規制を解除してほしい。	1	ご意見のキクサインコがどの種を指すのかが明らかではありませんが、国際希少野生動植物種に指定されている種のうち、近縁の種としては、アカビタイキクサインコの亜種である <i>Platycercus caledonicus brownii</i> が考えられます。 <i>Platycercus caledonicus brownii</i> 及び <i>Lathamus discolor</i> (オトメインコ) については、ヒアリング及び文献調査等の結果、国内で商業的繁殖が一般的に行われているとは認められないことから、規制の適用を除外する必要があるとは考えられません。
3	<i>Poephila cincta cincta</i> (キンセイチョウ) は少数ながら国内で繁殖されており、ヨーロッパから繁殖個体が輸入されている。国内での飼養数は一定以上と考えられる。この種についても規制を解除すべき。	2	キンセイチョウの基亜種である <i>Poephila cincta cincta</i> については、ヒアリング及び文献調査等の結果、国内で商業的繁殖が一般的に行われているとは認められないことから、規制の適用を除外する必要があるとは考えられません。
4	<i>Neochmia phaeton evangelinae</i> (アサヒスズメ) は少数ながら毎年ヨーロッパの繁殖個体が輸入されており、国内での飼養数は一定以上と考えられる。この種についても規制を解除すべき。	1	アサヒスズメの亜種である <i>Neochmia phaeton evangelinae</i> については、ヒアリング及び文献調査等の結果、国内で商業的繁殖が一般的に行われているとは認められないことから、規制の適用を除外する必要があるとは考えられません。
5	コキンチョウについて国内流通に係る規制の適正化を図ることに反対。コキンチョウについては国内の繁殖業者が限られており、商売としての繁殖は海外からの異血導入が必須である。近年、原産国のオーストラリアでも個体数が著しく減少しており厳しい規制が轢かれているが、海外では違法で流通する個体数も多い。簡単に容認すれば、法の目を潜ってそれらの個体が国内に流通することも考えられる。	1	<i>Erythrura gouldiae</i> (コキンチョウ) については、ヒアリング及び文献調査等の結果、国内で商業的繁殖が一般的に行われていると認められること、また、違法に輸入された個体が国内で流通しているとの情報はないことから、規制の適用を除外することが適当だと考えます。

【その他の意見】		
6	この改正内容について広く一般の人に理解してもらえよう、法律の趣旨と規制対象・内容、規制が除外されている種があることをわかりやすく周知すべき。	1 ご意見を踏まえて、ホームページやパンフレット等を通して、わかりやすく周知することに努めます。
7	国際希少野生動植物種に亜種の単位で指定されている <i>Neochmia phaeton evangelinae</i> (アサヒスズメの亜種) 及び <i>Papehila cincta cincta</i> (キンセイチョウの基亜種) については、一般的に、種名の表記しかなされていない状態で、ヨーロッパより輸入され、国内で流通している。このため、飼養者は保有している鳥が該当する亜種なのか判断出来ないと思われる。実際に、キンセイチョウについては、規制対象の基亜種の他にもう1亜種存在し、それぞれの違いが明確でない上に、中間形態をもつ個体もいるようで、見分けることは非常に困難と思われる。今後規制を進めていくに当たっては、このような点も留意されたい。	1 頂いたご意見は、今後の施策の参考とします。